

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会2月総会

日 時 令和8年2月26日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階大会議室

日 程

- 第1 指定第21号 会期の決定について
- 第2 指定第22号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第26号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第27号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第40号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第9 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 6. 下元 誠一郎 |
| 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 |
| 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 |
| 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 |
| 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 | 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 |
| 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 |
| 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 |
| 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | | | |

[欠席委員]

5. 佐竹 孝太 30. 澤田 憲男

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・楨尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。季節の方もだいぶ暖かくなってまいりました。2月の最初の方は寒くていつになったら暖かくなるだろうねと言っておりましたが、中旬を過ぎますと徐々に暖かくなってまいりました。それと心配しておりました、水の方も昨日の深夜から朝にかけてそこそこまとまった雨になりました。しかし十分な雨ではございません。もう少し降るかなと思っておりましたが、あまり降りませんでした。今週1週間ぐらいの中で雨の日が何日かございますので、水の方ももう少し増えたらいいなと思います。それと2月8日、衆議院の解散総選挙になりまして、高市早苗総裁の人気もございまして自民党が3分の2を超えるということになりました。自民党の公約でもありました食品類の消費税を2年間廃止するという形で公約もありました。今日から国民会議と銘打った会があり、また見守っていきたいと思います。第二次高市内閣の発足を迎えました。高市総裁の施政方針演説の中で気になる点がございまして、読まさせていただきます。と思います。

「国の予算を根本から改め、補正予算を当てにせず必要な予算は当初予算で確保する」いわゆる責任ある積極財政という形だと高市氏は言うておりますが、こんな感じで積極的に予算を組み込んでいくとう今回の形になっているようです。それが特に農業部門につきましては水田対策では、水田活用直接支払交付金、今まで大変不評でありました、5年に一度水張りを行わなきゃいけないというものがありませんでしたが、それをなくすという形になるようです。水田か畑かを問わずに作物ごとに生産向上を後押しするような仕組みにするということになっておるようです。それと米の正確な需要を把握するため、米を扱う事業者には在庫など定期的に報告を義務付けすると。また、国による政府備蓄米の買入れを再開し、またその一部を機動力をいかせるような民間備蓄を創設するということを言うております。それと生産性向上のため、農地の大区画化やスマート農業の開発、またその活用、それと農産物の輸出を含めた需要の拡大と新市場の改革を行い、米など食料の安全供給を目指すことです。また大区画などが難しい中山間地域、我々のような中山間地などには生産を続けるための取り組みに、面積に応じて交付する中山間地域等直接支払などの支援を拡大するという形のものが、方針演説の中で、それをやるという形を言うておりますので、実際、このようなことを積極的にやっていただけるのか見守っていききたいというふうに思っております。

大きく政治の形も変わっておりますので、成り行きを見守りたいというふうに個人的に思っています。まだ今日、この会の最後の方に四万十町農作業標準賃金を皆様に協議していただくようになっております。窪川地域と西部地域に分かれて話し合っていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号6番下元誠一郎委員にお願いいたします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

6 番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、5 番佐竹孝太委員、30 番澤田憲男委員から欠席の届けが出ており
ます。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農
業委員 18 名、推進委員 19 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本
日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとお
りです。それでは議事に移ります。

 日程第 1、指定第 21 号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令
和 7 年度四万十町農業委員会 2 月総会の会期は、令和 8 年 2 月 26 日の本日 1 日といた
しますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

議長 次に、日程第 2、指定第 22 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名
したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 13 番武内道則委員と 32 番山本誠二委員を指名い
たします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第 3、報告第 26 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 26 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」をご説明します。
議案書は、3 ページです。件数は窪川地域から 1 件になります。借受人・貸出人の氏
名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

 番号 1 番、土地の所在地、東川角字道尻甲 947 番、地目、田、面積 1,391 m²、外 1 筆
あり、合計 2 筆、面積、計、3,367 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和
8 年 1 月 20 日、引渡年月日は令和 8 年 1 月 24 日です。説明は以上です。

議長 報告第 26 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何
かありませんか。

議長 特になければ、報告第 26 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 27 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 27 号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項、及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 3 件、西部地域から 2 件となっております。

番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページです。壱斗俵字クロハザ 308 番 7、地目、田、面積 87 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積は 155 m²です。2 筆とも 20 年以上前から道路として利用されています。令和 8 年 1 月 14 日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号 2 番、添付資料は 3 ページから 10 ページです。七里字越行ダバ甲 492 番 1、地目、田、面積 180 m²、外 8 筆あり、合計 9 筆、面積は 2,917 m²です。778 番 3 は、50 年ほど前から農業用倉庫が建てられています。その他の 8 筆は、30 年ほど前から耕作しておらず原野になっています。令和 8 年 1 月 13 日、担当委員と職員が現地を確認し、778 番 3 については、「証明基準のオ、規則第 5 条第 1 号に該当する農業用施設用地等に転用された土地」と認め、またその他の 8 筆については「証明基準のウ、やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号 3 番、添付資料は 11 ページから 12 ページです。中村字谷屋敷 23 番 1、地目、田、面積は 180 m²です。申請地は、30 年前から駐車場として利用されています。令和 8 年 1 月 21 日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて西部地域です。

番号 4、添付資料は 13 ページから 14 ページです。土地の所在地、小野字曾我ノ森 376 番 1、地目、田、面積 40 m²です。申請地は 30 年以上前より不耕作で、現在は原野になっています。令和 8 年 1 月 15 日担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第 4 「証明基準のウ、やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地」と認め非農地証明を発行しております。

番号 5、添付資料は 15 ページから 16 ページです。土地の所在地、大井川字岡 2622 番 1、地目、田、面積 840 m²。外 1 筆あり、計 2 筆。面積は 1,348 m²です。申請地は 2 筆とも 30 年以上前より宅地となっております。令和 8 年 1 月 30 日担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第 4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第 27 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ報告第 27 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 5 ページからです。申請地の位置は添付資料の 17 ページからになります。件数につきましては窪川地域 2 件、西部地域 3 件、計 5 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、本堂字弓場 415 番 1、地目、畑、面積、113 m²、外 2 筆あり合計 3 筆、面積 計 2,604 m²です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稲と柚子を栽培する計画となっています。

番号 2 番、土地の所在地、本堂字新屋 1308 番、地目、田、面積、1,977 m²、外 1 筆あり合計 2 筆、面積、計 3,719 m²です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稲を栽培する計画となっています。窪川地域は以上です。

続いて西部地域からです。番号 3 についてご説明します。

土地の所在地、大井川字岡 2620 番、地目、田、面積 1,027 m²外 2 筆あり 計 3 筆、面積は計 2,252 m²です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稲を耕作する計画です。

続いて番号 4、土地の所在地、大井川字沖重 2509 番、地目、田、面積 893 m²です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人要望です。申請地では、水稲を耕作する計画です。

続いて番号 5、土地の所在地、大正北ノ川字ヲンヂ 242 番 7、地目田、面積 947 m²、外 4 筆あり、計 5 筆、面積は計 4,987 m²です。権利事由は、所有権移転による贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稲を耕作する計画です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 37 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番 2 番について 31 番武市敏男委員。

31 番 1 号、2 番についてまとめて補足説明させていただきます。昨日現地確認と譲渡人は電話で確認。また、譲受人には直接お会いして確認してきました。現状 1 番および 2 番は田であることを確認しております。1 番の譲受人は、親と一緒に農地を計画的に利用し、150 日以上農業従事していること確認しております。取得する農地の周辺についても悪影響を与えないことを確認しており、水稲と柚子を植える予定となっております。

続いて、2番につきましても、この2番の譲受人はこの地域で営農されている方で、農地を効率よく利用し、年間150日以上農業をやられている方です。取得する農地にも、営農上悪影響を与えないことを確認しており、水稻を作る計画となっております。今回なぜこの売買に至ったかというのは、譲渡人が現在県外で住まわれており、実家の処分を3年前ぐらいから進めていたが、なかなか農地を買ってくれる人がいなかったのですが、つい最近になって、この近くの方が買って耕作したいという事になりましたので、特に問題ないかと思えます。以上で説明を終わります。

議長 続きます、番号3番、4番について。34番平野直人委員。

34番 番号3番について2月20日に譲受人に確認しました。農地の現況は田であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用していることも確認しました。譲受人は年間150日以上農作業に従事していることも確認しています。そして、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。今回なぜ売買に至ったかという、譲渡人の両親が亡くなって25年経って、田を作る人がいなくなったため今回譲受人に買ってほしいとお願いしたとのことです。

番号4番も2月20日に譲受人に確認しました。現地は田であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用していることも確認しております。譲受人は年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。そして周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。今回、売買に至ったのはこの農地は、譲受人のすぐ家の隣にある農地で以前から家の近くで農作業をしたいというふうにお問い合わせだったので、今回、売買に至ったとのことです。以上の結果、番号3番と4番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きます番号5番について。15番中原英昭委員。

15番 現地の確認と譲受人に話を聞いてきました。譲受人と譲渡人は兄弟です。譲渡人が入院されたことで、娘さんから所有権移転の申し出があったということです。この土地は20年来、譲受人の方がずっと栽培管理をしております、有機栽培とか合鴨とかやっている経験豊富に農業をされる方でありまして、研究熱心でもありますし、所有権移転は問題ないと思えます。以上です。

議長 議案第37号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書につきましては 7 ページ。添付資料は 21 ページから 22 ページをご覧ください。今月は西部地域 2 件です。

申請地は 1 筆。土地の所在地、下道字クボツルイ 246 番、地目、畑、面積は 415 m²の内 32.73 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、申請地は、農振農用地に指定されているため、現在農振除外手続き中ですが、県との事前協議は完了しており、除外見込となっております。除外完了後は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、22 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、西側は同意ありの農地で東、南、北側は自己所有の農地のみで、日照等の影響もありません。

土地の造成計画につきましては特になく整地のみです。進入路につきましては、申請地北側の町道から自己所有の雑種地を通り進入をします。排水計画につきましては、雨水等自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請中であることを担当課にて確認をしております。資金計画につきましては、預金残高を証明する書類にて必要な事業費以上であることを確認しております。

続いて番号 2 についてご説明します。添付資料は 23 ページから 24 ページです。申請地は 1 筆。土地の所在地、十和川口字フタエ 124 番、地目、畑、面積は 661 m²の内 25.02 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、申請地は、農振農用地に指定されているため、現在農振除外手続き中ですが、県との事前協議は完了しており、除外見込となっております。除外完了後は第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、24 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況は、隣接する農地所有者には同意得ており、日照等の影響もないものと考えます。進入路につきましては、申請地南側の町道から直接進入をします。排水計画につきましては、雨水等自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請中であることを担当課にて確認をしております。資金計画につきましては、預金残高を証明する書類にて必要な事業費以上であることを確認しております。説明は以上です。

議長 議案第 38 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について。39 番梶原美智委員。

39 番 1 番の補足説明をいたします。20 日に電話にて連絡をして少しお話を聞き、21 日には家の方に行って現地確認をし、奥さんの方とお話をさせていただきました。申請人は 5 年前に帰ってきて、今まであるお墓をどうにかしたいと思っていたところ、隣の人から申請した話を聞き、隣の人との協力のもと進めることができたとのこと。排水については、事務局が説明をしたとおりであります。現況は畑であることを確認しています。必要最小限の面積で問題ないと思います。許可次第、着手することを確認しています。以上で問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 2 番について。36 番上野渡委員。

36 番 番号 2 番について、23 日に現地確認を行い、申請人から電話で確認しました。許可が下り次第、着手することを確認しています。面積も必要最小限の計画で問題ないと思います。申請人は町外在住の方ですが、実家からできるだけ近いところに納骨堂を建てたいということで、今回の転用になったようです。周辺農地の所有者の同意も得ており、営農への支障についても問題ないと思います。以上の確認の結果、番号 2 番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 38 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書 8 ページ、今月は窪川地域の 4 件です。

番号1番について説明します。添付資料は25、26ページです。申請地は、2筆。土地の所在、若井字若松40番7、地目、田、面積898㎡、同所字同40番9、地目 畑、面積460㎡、合計2筆、面積1,358㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、資材置場及び駐車場の新設です。転用理由ですが、事業拡大のため、破砕材置場と駐車場を設置する場所を探していたところ、現在の作業場の隣接地を譲ってもらえることとなり、車両の出入りも容易で利便性も良いことから、当申請地に計画したものです。農地区分ですが、申請地は、両筆とも農振農用地に指定されているため、現在農振除外手続き中ですが、県との事前協議は完了しており、除外見込となっております。除外完了後は、申請地は第3種農地の要件の一つである、「鉄道の駅からおおむね300m以内にある農地」に該当するため、第3種農地と判断しています。

転用計画につきましては、26ページの土地利用計画図に示している形で、破砕材置場と駐車場を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北側は申請者の敷地、東側は譲渡人の農地、南と西側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特になく、整地後、全面砕石敷とします。進入計画については、東側の町道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事などはありません。排水は雨水のみで、申請地内で自然浸透とします。資金計画については、銀行の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1は以上です。

続きまして、番号2。添付資料は27ページから31ページです。申請地は、1筆。土地の所在、黒石字於藤畑1368番、地目、田、面積1,870㎡の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設の新設です。転用理由は、事業拡大に伴い、新たに農業用倉庫と生姜の予冷库、資材置場などを整備できる場所を探していたところ、父所有の農地を譲ってもらえることとなり、自宅前で利便性も良いことから、本申請地に計画したものです。農地区分ですが、申請地は、農振農用地に指定されているため、現在農振除外手続き中ですが、県との事前協議は完了しており、除外見込となっております。除外完了後は、申請地は特定土地改良事業施行地であるため、第1種農地に分類されると判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第四条第2号のイ「申請に係る農地を農業用施設の用に供するもの」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、28ページの土地利用計画図に示している形で、農業用施設を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、周辺の農地は譲渡人所有の農地と、同意有の農地であり、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画についても、特になく、整地後全面砕石敷きとします。進入計画については、北側の町道から既設の橋を通り直接進入します。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、農機具洗車場からの排水については北側の排水路へ排出します。資金計画については、金融機関の残高証明書により必要な事業費を確保していることを確認しています。番号2は以上です。

続きまして、番号3。添付資料は32、33ページです。申請地は、1筆。土地の所在、天ノ川字ヲトナシ32番2、地目、田、面積36㎡の農地です。権利事由は、贈与による

所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場の新設です。転用理由は、隣接するため池の管理のため、本申請地を駐車場に整備するものです。なお、当申請地は、今回転用の申請があった時点で駐車場が整備されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。なお、当該申請者から始末書が提出されましたのは、今回が初めてとなっております。農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。

転用計画につきましては、33 ページの土地利用計画図に示している形で、駐車場を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側はため池、その他は同意有の農地となっており、特に影響は無いものと考えています。土地の造成計画についても特に無く、整地のみ計画となっています。進入計画については、申請地東側の道路より直接進入します。排水計画についてですが、雨水のみで自然浸透とします。番号3は以上です。

続きまして、番号4。添付資料は34 ページから37 ページです。申請地は、1筆。土地の所在、見付字壺合奈路2632番、地目、宅地、面積332㎡の農地です。登記地目は宅地となっておりますが、現況は田であるため、農地法による転用許可申請書が提出されております。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、自己住宅の新設です。転用理由は、現在の借り家が手狭となったため、新居を建設するにあたり現在の生活圏に比較的近い本申請地に計画したものです。農地区分ですが、申請地は、農振農用地に指定されているため、現在農振除外手続き中ですが、県との事前協議は完了しており、除外見込となっております。除外完了後は、申請地は特定土地改良事業施行地であり第1種農地と判断しますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、35 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場、バーベキュースペースなどを整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、西側、南側、東側は同意有の農地、北側は営農上影響を与えそうな農地は無く、被害防除計画書の提出もあり、特に問題はないものと考えています。土地の造成計画についても、特になく、整地後駐車場はコンクリート、その他は砂利敷きとします。進入計画については、西側の道路から斜路を経て直接進入します。取り合わせ工事はありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び雨水桝を経て敷地東側の既存水路に排出します。生活排水は合併浄化槽を経て同じく東側の水路に排出します。資金計画については、金融機関の融資証明書により必要な事業費を確保していることを確認しています。議案第39号の説明は以上です。

議長 議案第39号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について。23番西内一隆委員。

23番 番号1番について、2月23日に譲渡人2名と現地を確認しました。現況地目は田で、2名とも高齢で後継者もいないので、農地の売買に至ったようです。2月24日に譲受

入の法人の関係者と確認しました。土地利用計画図のとおり、隣接地は公衆用道路と用悪水路であり、周辺の農地には影響を与えないので、農地の転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きます、番号2番について。9番山本道雄委員。

9番 本日欠席の澤田憲男委員より、調査していただいておりますので、代読をさせていただきます。番号2番について、譲受人には先週電話で確認をされたということで後日農業用施設の圃場の確認をしました。建設については、許可があり次第始めたいとのことです。それから農業用施設計画の面積についても問題ないと判断をします。新設を行うにあたり周辺農地の同意、また営農への支障についても問題はないと思います。以上の確認等の結果、番号2番の転用については特に問題ないと判断します。というのを預かっております。現地を今日私も見てきました。ちょうど家の真ん前にできるということで、すごく便利になると思います。以上です。

議長 続きます、番号3番について。4番小野重明委員。

4番 2月18日に電話で連絡を取って現地確認に行きましたが、一度、現地が確認できずに帰ってきました。なんでかというと天ノ川には池が3つ連なっております。それでこの人の住宅の近くかなと思って確認に行きましたが、周囲の方の話を聞いても知らんと言うことでして、それでもう1回電話をしましてようやく確認ができて、現地確認をいたしました。周囲に迷惑をかけるような農地、図面では田でありますけど農地らしいものはありません。工事のために、そこらあたりもため池工事のためにその周辺はもう荒地みたいな感じでその一部にこの中に駐車場を設置したみたいな話で、問題は全然他の農地にも迷惑をかけず問題ないこと確認をいたしました。以上です。

議長 続きます、番号4番について。20番中城康子委員。

20番 21日に譲渡人に立ち会っていただきまして、現地を確認しました。宅地となっていました。譲渡人に電話で確認しましたが、譲渡人は許可があり次第着工したいということでした。面積としては必要最小限で問題もないと思います。周辺農地は隣の土地の許可を取っているようで、合併浄化槽でもあり問題はないと考えます。以上確認の結果、番号4番の転用は問題ないと判断いたしました。

議長 議案第39号について質疑を許します。質疑はありませんか。3番谷脇誠郎委員、

3番 番号3番の備考欄に始末書とありますが、これ教えてください。

事務局 始末書というのは、転用許可前にもう転用を行っているという場合に、すみません、転用の許可も得ずに先にやっちゃいましたっていう文章です。言うたら違反転用状態を是正するための申請という形になっています。

議長 22 番掛水誠幸委員。

22 番 2 番ですが結構、面積として、約2反くらいで広いと思われませんが、これからの特に生姜農家をやっていく方につきましても、これぐらいの面積がないとなかなか経営がいかん状態ですので、今後もこれぐらいの広さの農地転用が出てくると思いますが、皆さんご理解をよろしくお願いします。以上です。

議長 他に何かないでしょうか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 1 番ですけど、この農地は中山間には入ってないですか。

23 番 外してます。

6 番 なら良かったです。なかなか1 回入ったら抜けれるのでどうかなと思って。去年は何を植えてましたか。

23 番 野菜と米です。

議長 15 番中原英昭委員。

15 番 今掛水さんの話で、これからの生姜というか、生姜はこれぐらいないとうまくいかんという表現したんですけど、これうまくいってるからなのか、どうなんですか。

22 番 コロナの時期につきましても、生姜農家は疲弊しておりましたが コロナが終わってからは、昨年一昨日は生姜の値段が4 kg当たり 1,500 円から 2,000 円という金額が出ましたので、こういう倉庫とか資材置場とか昔から生姜をやってこられた方についてはだいぶ利益が出た関係で建てれる状態になりつつあります。最近コロナ前に新規で始めた農家についてはかなり若い人が離農した状態と聞いております。以上です。

議長 他に質疑等はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 40 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 40 号、番号 15 番は、議席番号 31 番武市敏男委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から番号 14 番までの審議、採決を行い、その後、武市敏男委員に退席していただき、番号 15 番の審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 40 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は 9 ページです。添付資料は 39 ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 14 件、西部地域 1 件、計 15 件です。

権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と番号 2 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 1 番、土地の所在地、根元原字森ノ下 41 番、地目、田、面積、770 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積、計 4,860 m²です。

番号 2 番、土地の所在地、高野字景平 236 番 1、地目、田、面積、953 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積、計 4,699 m²です。設定は新規になります。期間は令和 8 年 3 月 5 日から令和 13 年 3 月 4 日の 5 年です。作物は、水稲と生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 3 番、土地の所在地、若井字若松 1111 番、地目、田、面積、1,671 m²です。設定は新規になりますが、相対利用権設定の更新になります。期間は令和 8 年 3 月 5 日から令和 13 年 2 月 28 日の 5 年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 4 番、土地の所在地、大井野字松カサコ 710 番 1、地目、田、面積、375 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 3 月 5 日から令和 13 年 2 月 28 日の 5 年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 5 番、土地の所在地、大井野字松カサコ 745 番 1、地目、田、面積、3,021 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 3 月 5 日から令和 13 年 2 月 28 日の 5 年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 6 番、土地の所在地、東川角字柳カサコ甲 1061 番、地目、田、面積、1,198 m²、外 2 筆あり合計 3 筆、面積、計 3,295 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 7 番、土地の所在地、宮内字渡り上り 855 番 1、地目、田、面積 408 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積、計 3,901 m²です。設定は新規になりますが、相対利用権設定の

更新になります。期間は令和8年3月5日から令和13年2月28日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号8番、土地の所在地、口神ノ川字中ケ市1772番、地目、田、面積、2,153㎡です。設定は新規になりますが、相対利用権設定の更新になります。令和8年3月5日から令和13年3月4日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号9番と番号10番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。番号9番、土地の所在地、床鍋字三島野丸1755番、地目、田、面積、2,425㎡です。

番号10番、土地の所在地、床鍋字土俵ノ丸1683番、地目、田、面積、2,885㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計3,778㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年3月5日から令和11年11月1日の3年8か月です。作物はWC Sを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号11番、土地の所在地、与津地字次郎ケ瀬678番、地目、田、面積、826㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計5,041㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年3月5日から令和11年2月28日の3年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号12番、土地の所在地、与津地字孫四郎地1637番、地目、田、面積、1,131㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計2,105㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年3月5日から令和13年2月28日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号13番は機構を通じた売買となります。

番号13番、土地の所在地、魚ノ川字下り山565番、地目、田、面積3,208㎡、外8筆あり、合計9筆、面積、計18,140㎡です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は所有権の移転です。窪川地域の説明は以上です。

続いて西部地域です。

番号14番、土地の所在地、久保川字森分811番1、登記地目、田、面積364㎡。外1筆あり計2筆、面積は計764㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年3月5日から令和13年3月4日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上となります。

議長 議案第40号、番号1番から14番までについて事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、1番山部洋平委員。

1番 番号1番について、21日土曜日に現地にて借受人とお会いし立ち合いの元確認等を行いました。現況はロータリー耕耘がされていて、生姜の圃場に関しては畝を立てられていて綺麗な状態でした。周辺農地への悪影響も立地上考えられないと思います。借受人は長く会社員であったようですけれども、退職されてここ一年半、町内は農業系の株式会社で生姜と水稲栽培の研修期間を経て、認定新規就農者として5年のスタートを切ったということでした。

本人名義の経営面積としては、水稲は35a生姜が55a程度ということですが、家族名義の経営もするというので150日以上に従事日数もクリアできるということです。

また今後、地域の担い手となる重要な存在であります。内容も促進計画案のとおりで特に問題ないものと判断します。以上です。

議長 続きます、番号2番、3番について。23番西内一隆委員。

23番 2番について、2月23日に地権者と現地で確認しました。現況地目は全て田で、きちんと管理されており新規の設定ですが、親族間の設定でもあり問題ないと判断します。
番号3について、2月23日に借受人と現地で確認しました。現況地目は田で借受人は、水稻を栽培する兼業農家で、農作業従事日数等も問題なく、促進計画は問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号4番、5番。21番岡村博晶委員。

21番 番号4番について、2月23日借受人に現地で話を聞きました。借受人は認定農業者で、地域の担い手でもあります。一昨年からの圃場で水稻を栽培しており、周辺農地に悪影響を与えることもなくこの地区で水稻を栽培して、よく管理されている方です。更新でもありますし促進計画案どおりで問題ないと思います。

次に番号5番、これも23日に借受人に会い現地で確認しました。一昨年からの土地で水稻を栽培しており、現地も綺麗に整備されておりました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手であり退職されてから専業稲作農家として地域の役員等もされて意欲ある方であり、年間150日以上農作業に従事されております。周辺農地に悪影響を与えることもなく、促進計画案のとおり、問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号6番について。22番掛水誠幸委員。

22番 6番について、2月22日土曜日の10時から設定を受ける者、設定をする者の両者に会い現地で調査してまいりました。貸出人は、ご本人さんがおりませんでしたので、奥さんと面会をしました。今回の更新につきましては、更新でもありまして間違いのないことでした。借受人は、ご本人さんとお会いしましたが、見てのとおり年齢が85歳ということもありましたので、ご本人さんが耕作されるがですかという確認をさせていただきましたところ、息子さんが60歳くらいとお聞きしましたが、子供が土日に帰って来て、一緒に耕作をしているということでございました。

今回、借受する人の総トータル面積は、今回の約3反3畝を含んで1町5反ぐらいであるということを確認してまいりました。田んぼにつきましても、周りは全て田んぼでありまして、きれいに管理されており、迷惑をかけるようなことはないと思います。息子さんと合わせて水の管理等はしているということで、150日は従事しているということでございました。更新でもあり促進計画案のとおり、特に問題ないものと判断いたしました。以上です。

議長 続きます、番号7番について。2番今井満隆委員。

2番 2月24日、借受人と現地で、貸出人には電話で確認いたしました。今回の場所は新規にはなっていますが、5年ほど前に、貸出人の父親が作れなくなって亡くなったため、それから水稲、生姜、ピーマン等を栽培していました。今回からは生姜、ピーマンは辞めて、もう水稲一本でいくということと言われております。本人はですね生姜や水稲をやっており年間150日以上 of 農作業を行っております。また、現地周辺に悪影響を与えていないかも確認しましたが、当日も石を拾ったり、きれいにしておりましたので問題ないと確認しました。内容も促進計画案のとおり、特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号8番について。3番谷脇誠郎委員。

3番 2月25日に双方に会って面談もしてきました。まず、借受人は認定農業者であり地域の担い手でもあります。150日以上 of 農作業、周辺農地に悪影響を与えない、促進計画案の記載内容等確認をしましたが、特に問題ないと判断をいたしました。貸出人の方ですけれども、旦那さんも数年前に亡くなりまして、本人も体調が悪いということもありまして、農地は全て農業法人の方に任せているということで。特に問題もなくトラブルもなく問題なしというふうに判断をしました。以上です。

議長 続きまして、番号9番、10番について。7番浜田大彰委員。

7番 2月25日に現地は田であることを確認しております。25日に権利を設定する者に電話にて確認させていただきました。9番の方に関しては、町外でなかなか高齢のため帰ることもできないということで、管理していただけるだけでありがたいということでした。

10番の方が、県外の方で連絡を何度かさせていただいたんですけど連絡がつかず。この方に関しては、権利を受ける者と面談をした時に権利を設定する者としては、どのようなお考えがあるかということも、お伺いさせていただきました。本日26日に権利を受ける者の法人の代表の方にお会いしまして、この3筆について確認を取りました。

9番の方は、先ほども言われたように、なかなか高齢のため、管理ができないのでということで、できるだけ、この組織が存続する間は、管理していきたいということで促進計画のとおり、WCSを作付けするということをおっしゃられていました。10番ですがこの権利を設定する者は、なかなかこの法人の代表の方も連絡がつきにくいということで、以前の情報になりますけれども、なかなか高知へ帰ることができないので、今後ともよろしく願いますということで、お聞きをしておりますということでした。この10番の2筆についてもWCSで対応するという事です。促進計画案とおりで更新でもあるため、問題はないかなと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号11番、12番について。31番武市敏男委員。

31番 11番について昨日、借受人から確認してきました。借受人はこの地域を広く耕作されている法人の方々です。水稲をはじめ、大豆、WCS等をやられる方で内容も促進計画案のとおりで、更新のため特に問題ないと判断します。

次 12 番です。12 番につきまして借受人から電話で確認してきました。借受人は兼業農家の方ですが、この地域の担い手で年間 150 人以上農業をしている方です。地域のために色々と周辺農地に悪影響がないようにやっております。新規の契約であります、本人も田んぼの方も増やしていきたいということをおっしゃっていました。その内容につきまして問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 13 番について。28 番大西博之委員。

28 番 番号 13 番について、譲受人、譲渡人から確認しました。譲受人は認定農業者であり、有機 JAS 農業でお米、野菜を作っている地域の担い手でもあります。年間 150 日以上農作業に従事していること確認しております。取得する農地の周辺には、地図を見てもらったら、分かるとおろずっと耕作する農地が続いていますので営農上悪影響を与えないことを確認しております。促進計画案どおりで特に問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 14 番について。35 番山崎力委員。

35 番 昨日貸出人、借受人から話を伺ってきました。借受人は認定農業者で地域の担い手でもあります。借受人はもう少し農地があってもいいともおっしゃっていました。耕作をしている農地はきれいに手入れされている事を確認しました。また、貸出人は農地を貸すことで一年間のお米の消費量がいいくらいになるとのことで決めたそうです。以上です。

議長 議案第 40 号、番号 1 番から 14 番までについて質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 40 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から 14 番までを原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 40 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から 14 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 15 番の審議を行いますので、31 番武市敏男委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は 13 ページ、添付資料は 99 ページからになります。

番号 15 番、土地の所在地、親ヶ内字才能 405 番、地目、田、面積、1,508 m²、外 2

筆あり、合計3筆、面積、計5,939㎡です。設定は新規になります。期間は令和8年3月5日から令和13年3月4日の5年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

議長 議案第40号、番号15番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。15番は私の担当でございます。

番号15番につきまして昨日25日に借受人から現地にて確認をしております。貸出人が以前から大豆を栽培しておりましたが、貸出人が勤め人でもありまして、色々と手が回らないなどあり、収穫量もあまり上がらないという状況になったということで、そこで今回借受人にまかすということになったようです。借受人は認定農業者でもあり、地域をけん引していく期待の担い手でもあります。内容も計画案どおり問題ないと判断いたしました。

議長 議案第40号、番号15番について質疑を許します。質疑はありませんか。8番宮崎恵美子委員。

8番 武市敏男委員の所へよう行くのですが、2筆になっていますが1筆ですか。

議長 1筆です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第40号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号15番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第40号、「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号15番は原案のとおり可決されました。31番武市敏男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。武市敏男委員、番号15番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9、その他の件について議題とします。
事務局ありませんか。

事務局 年金の加入推進部長さんの件ですが、毎年2名出してもらっていて一年ごとなので、その時期になったんですが、立候補の方はいらっしゃいますか。居ないようでしたら事

事務局から引き続き、宮崎さんと中原さんをお願いしたいと思っています。そしたらまた宮崎さん、中原さん一年よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

事務局

農業委員の政治活動および選挙運動についてご説明をいたします。農業委員、推進委員さんもですが、身分は農業委員会法第4条第2項及び地方公務員法の規定により非常勤の特別職の地方公務員となっております。非常勤の特別職の地方公務員ということで政治活動と選挙運動の制限なんです、政治活動の制限はありませんが、選挙運動については、地位を利用した選挙運動が禁止となっております。地位を利用した選挙運動はということなんです、中段によりやや下「公務員の選挙運動は禁止」という項目にあります。公務員等がその公の地位をもって、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許認可などの職務権限を利用して選挙運動を行うこと等をいいます。とりわけ特別職の公務員の選挙運動への深入りは、地位利用と見なされやすいので特に行動、言動には注意する必要があります。本人は全然そんなつもりなくやっていることもあろうかと思いますが、こういう風に人の目から見たらですね、誤解されることもあると思いますので、その点ご注意ください。私から以上です。

議長

委員の皆さんから何かありませんか。

16 番

直接、農業委員会の活動と関係ないんですけども、この間、四万十町総合審議会という会がありまして3年間の会で今4回目が終わったところなんです、その中で四万十町公共交通会議というところから一人来てまして、その人が言われたことが私に刺さったので、ぜひ皆さんにも聞いてもらいたいと思いました。その人が言うには、町からある程度の助成金を受けて、町内に週3回車を出して走らせてますと。そういう走らせている今は助成があるからできるけど、それがだんだんできなくなる時がもしかしたら来るかもしれない。それに対して、その町民の人が全く知らずに、もう廃止ですっていう公表されてから反対とかいう運動を、よくテレビで目にしますよね。そういう場面が来るかもしれないので。ぜひその維持するために、皆さんにその意識的に考えていただきたいなというような意見を述べられて、自分自身も考えてみたら、45、46年この街に暮らしていて、一度もバスに乗ったことないし予土線なんかだんだん便数も少なくなり、乗ることもなく、5回ぐらいは乗ったかなというぐらいの感覚なんですけど、自分が車に乗れる間はそういう公共の車に乗らなくてもなんとか移動はできるし困ったことはないけど、これから先、自分がよう乗らなくなった時に乗る乗り物かなと思っておりました。でもそれでは間に合わないかなと。今のこういうのが維持できるという考えがどうも怪しいなという感じになってきているようで、ぜひ用事がない時、忙しいでしょうけど、たまには予土線に乗ったり、コミュニティバスに乗って、私たちも行ったことのない町内の地域をぐるっと回って戻ってくるとか、それからなんかの時には一緒に乗って、どこそこまで行ってそこから降りるとか。そういう無駄かもしれないけど、そういう気持ちをぜひ私が聞いただけでは何もならんと思って、ぜひ皆さん、40名ぐらいの方に聞いてもらったら、多少でも長く数字的に上がっていくのかなという感じでした。

さっき私たちの女性だけの会の時に、お弁当食べながらそんな話もしたんですけど、次にもし私らがその八幡の方へでも行ってみようかと。みかんの産地とかそういうところ

へ行ってみようかって話した時に、以前やったら車で行こうかという話になるときに、もし汽車がその近くまで通っちゃうがやったら汽車に乗って行って、そこから移動するのに車1台借りてもいいしそういうことも可能やねというような話になって、良かったかなと思ったことでしたけど、ぜひ皆さんも気持ちをそちらの方にも寄せていただきたいと思って時間をいただきました。以上です。

議長

他に何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度四万十町農業委員会2月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和8年 月 日

会 長

署名委員 13 番

署名委員 32 番
